政府間機関に関する情報 ＥＰ	欧州特許機構 （ＥＰＯ） 一　般　情　報		附属書　Ｂ２ ＥＰ
政府間機関の名称	European Patent Office (EPO) （欧州特許庁（ＥＰＯ））		
所在地	ミュンヘン本庁舎： Bob-van-Benthem-Platz 1 80469 München Germany	ハーグ支庁： レイスウェイク庁舎 Patentlaan 2 2288 EE Rijswijk Netherlands	ベルリン庁舎 （出願用）： Karl-Liebknecht-Str.14, 10178 Berlin Germany
郵便のあて名	München 80298 München Germany	Rijswijk Postbus 5818 2280 HV Rijswijk Netherlands	Berlin 10958 Berlin Germany
電話番号	ミュンヘン： (49-89) 2399-4500 00 800 80 20 20 20 (カスタマーサービス)	レイスウェイク： (31-70) 340-4500	ベルリン： (49-30) 25901-4500
電子メール インターネット ファクシミリ装置	support@epo.org http://www.epo.org/ な　し		
政府間機関はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ （ＰＣＴ規則92.4）	受理しない[1]		
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない		
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ （ＰＣＴ規則82.1）	受理する。ただし，Chronopost，ＤＨＬ，Federal Express，Flexpress，SkyNet，ＴＮＴ，Transworld又はＵＰＳの配達サービスを条件とする。		

［次頁に続く］

1　2024年7月1日以降に国内官庁にファクシミリで送信された特許出願又はその他の書類は受理しなかったものとみなされる。詳細についてはOJ EPO 2024, A41及びA42を参照。

ＥＰ	欧州特許機構（ＥＰＯ）（続き）	ＥＰ
受理官庁は電子的な通信手段の不通による期間が遵守されなかった遅滞を許容するか？（ＰＣＴ規則82の4.2(a)）	許容する。規則89の2に基づき通知しているＥＰＯが認める電子手続手段のいずれか又はオンライン支払手段が，特定の業務日において連続する少なくとも4時間以上不通であった場合，期間不遵守が許容される可能性がある。電子手続手段の不通が4時間未満であり，遅くとも２業務日前に利用不可能の旨の事前通告が公表されている場合，ＥＰＯは規則82の4.2の規定を適用しない。事前通告では不通状態が続くのは4時間未満であると表示していたが，結果的にそれを超える時間となった場合，ＥＰＯは規則82の4.2の適用を検討する。ただし，規則82の4.2が適用される適格性を有するものとＥＰＯが考える想定外の不通状態は，必ずしも4時間以上続くことは要求されない。技術サービス部門が，電子通信手段又はオンライン支払手段の不通がこの適格性を有するものとＥＰＯ技術サービス部門が判断する場合，ＥＰＯは規則82の4.2の適用を考慮する[2]。	
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから国際特許出願及び欧州特許出願を取得できるようにする用意がある[3]	
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁[4]	アルバニア，オーストリア，ベルギー，ブルガリア，スイス，キプロス，チェコ共和国，ドイツ，デンマーク，エストニア，スペイン，フィンランド，フランス，英国，ギリシャ，クロアチア，ハンガリー，アイルランド，アイスランド，イタリア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク，ラトビア，モナコ，北マケドニア，マルタ，オランダ，ノルウェー，ポーランド，ポルトガル，ルーマニア，セルビア，スウェーデン，スロベニア，スロバキア，サンマリノ，トルコ，モンテネグロ[5]	
右の各国についての欧州特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁[6]	アルバニア，オーストリア，ベルギー，ブルガリア，スイス，キプロス，チェコ共和国，ドイツ，デンマーク，エストニア，スペイン，フィンランド，フランス，英国，ギリシャ，クロアチア，ハンガリー，アイルランド，アイスランド，イタリア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク，ラトビア，モナコ，北マケドニア，マルタ，オランダ，ノルウェー，ポーランド，ポルトガル，ルーマニア，セルビア，スウェーデン，スロベニア，スロバキア，サンマリノ，トルコ，モンテネグロ[5]	

［次頁に続く］

2　政府間機関の関係する通告については，2020年11月26日付公示（ＰＣＴ公報）254頁以降，並びに，電子出願手段及びその他のオンラインサービスの不通時において，ＥＰＣ及びＰＣＴに基づき適用される手続並びに救済措置に関する，2020年10月22日付ＥＰＯ通達（OJ EPO 2020, A120）を参照。

3　詳細については OJ EPO 2019, A27を参照。

4　出願人は国民若しくは居住者である国の国内官庁，又はＷＩＰＯ国際事務局に出願を行うよう選択することもできる（附属書Ｃ参照）。

5　2022年10月1日以降に行われたすべての国際出願について。

6　国内段階（欧州特許機構）を参照されたい。

ＥＰ	欧州特許機構 （ＥＰＯ）（続き）	ＥＰ
右の国についての欧州特許の拡張請求のための管轄指定及び選択官庁	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
右の国についての欧州特許の有効化請求のための管轄指定及び選択官庁	ジョージア[7]，カンボジア[8]，ラオス人民民主共和国[9]，モロッコ[10]，モルドバ共和国[11]，チュニジア[12]	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
政府間機関が認める手数料の支払方法	ＥＰＯに対する支払はユーロ建で行う。手数料の支払は次のいずれかの方法が認められる： a) クレジットカード b) 銀行送金 c) ＥＰＯに保有する預金口座の決済 a) クレジットカードによる支払は，Central Fee Paymentサービス https://fee-payment.epo.org/en/login（集中型手数料支払システム）経由で，ＥＰＯが認めるクレジットカード（American Express, Master Card, VISA）を使用して行う。 b) 銀行送金による支払は，Central Fee Paymentサービス https://fee-payment.epo.org/en/login（集中型手数料支払システム）を使用して手続可能である。この場合にはドイツのCommerzbankの次の口座に送金する： 口座番号：3 338 800 00 / 分類コード：700 800 00 IBAN：DE20 7008 0000 0333 8800 00 BIC：DRESDEFF700 Commerzbank AG, Leopoldstrasse 230, 80807 Munich, Germany Central Fee Payment（集中型手数料支払システム）サービスの情報については，Central Fee Paymentに関する2022年7月19日付ＥＰＯ通達（OJ EPO 2022, A81）を参照されたい。 c) 決済口座は口座名義人予定者の請求に基づき開設可能であり，この予定者は自身の身元，職業，住所に関する必要情報すべてを提供する必要がある。開設手続はＥＰＯウェブサイトの Applying for a patent→Fees→Fee payments and refunds からオンラインで記入及び提出が可能である。 預金口座が開設されると，名義人に口座番号が通知されるので，名義人は自身の必要性及び意図する補充頻度に合わせた初期支払を行い，口座に十分な資金があることを確約しなければならない。預金口座の補充のための支払は，上述したＥＰＯ銀行口座（セクション b)参照）にユーロ建で行う。	

［次頁に続く］

7 2024年1月15日以降に行われた国際出願について。

8 2018年3月1日以降に行われた国際出願について。

9 2025年4月1日以降に行われた国際出願について。

10 2015年3月1日以降に行われた国際出願について。

11 2015年11月1日以降に行われた国際出願について。

12 2017年12月1日以降に行われた国際出願について。

ＥＰ	欧州特許機構（ＥＰＯ）（続き）	ＥＰ

政府間機関が認める手数料の支払方法（続き）	口座名義人は，常に十分な資金が口座に含まれていることを確約することが要求される。決済は口座名義人又は正規代理人が署名した電子決済指令のみを基礎として実行される。 決済指令は次のいずれかによるものが認められる： ― １件又は複数件の特許出願について個別の手数料の決済指令，すなわち単一又はバッチ決済指令 ― １件又は複数件の特許出願について，手続の進捗に従い自動的な手数料決済をＥＰＯに許可する，自動決済指令 決済指令は電子処理可能な形式（xml）で，次のいずれかを利用して行う必要がある： ― PCT手数料計算及び支払機能を利用した，EPO Online Filng又はePCT ― PCT手数料計算及び支払機能を利用し，様式PCT/RO/101又はPCT/IPEA/401を伴う，Online Filng 2.0 ― Central Fee Payment（集中型手数料支払システム） 預金口座の決済による支払手続についての更なる情報は，預金口座規則（ＡＤＡ）及び同附属書（OJ EPO 2024，追補版2）を参照されたい。 ＥＰＯが認める支払方法に関する詳細な一般情報は，次のウェブサイトの「Fee payments and refunds」を参照されたい。 https://www.epo.org/en/applying/fees/payment
国際型調査に関する欧州特許条約の規定（ＰＣＴ第15条）	ＥＰＯは明確な業務協定に基づき国際型調査を実施する。詳細については欧州特許庁審査便覧，Ｂ-II,4.5を参照されたい。
国際公開に基づく仮保護	ＰＣＴ及び欧州特許条約の双方の各締約国で付与される保護は，当該国について「欧州特許を目的とする指定の場合」の見出しを付して示している。その他の情報については，欧州特許条約第67条及び第153条並びにＥＰＯパンフレット「ＥＰＣに関する国内法令（National law relating to the EPC)」を参照。
ＥＰＯが指定（又は選択）官庁である場合の有益な情報	
ＥＰＯが指定（又は選択）官庁である場合に発明者の氏名（名称）及びあて名[13]を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）

13 詳細については，ＥＰＣ規則19及び143の改正に関する2021年2月22日付ＥＰＯ通達，OJ EPO 2021，A12を参照。